鹿児島監督署だより 第7号



平成28年3月



昨年2月の創刊以来、これまで1年間、労働条件や労働災害防止に関する基礎知識を お知らせしてまいりました。第7号では、新年度のスタートを前に、職場の安全衛生管理 を担当する「安全衛生推進者」「衛生推進者」についてお知らせします。

また、時間外・休日労働の協定届(36協定届)や1年単位の変形労働時間制協定届などの届出の有効期間が切れていないか、チェックしてみましょう。

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、業種に応じて、 「安全衛生推進者」か「衛生推進者」の選任が必要です。

労働安全衛生法第12条の2 労働安全衛生規則第12条の2~4

常時使用する労働者には、パート・アルバイトや派遣労働者を含めて下さい。 「安全衛生推進者」の選任が必要な業種は、次のとおりです。

製造業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、林業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、 通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

その他の業種(接客娯楽業や保健衛生業など)は「衛生推進者」を選任して下さい。

安全衛生推進者・衛生推進者には、①~⑤のいずれかの資格を満たす者を選任して下さい。

- ① 大学または高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上の安全衛生の実務経験者
- ② 高校を卒業した者で、その後3年以上の安全衛生の実務経験者
- ③ 5年以上の安全衛生の実務経験者
- ④ 安全衛生推進者等養成講習を修了した者
- ⑤ その他厚生労働省労働基準局長が認めた者

養成講習のお問合せは鹿児島県労働基準協会(099-226-3621)へ

安全衛生推進者・衛生推進者には次の職務を行わせ、氏名を作業場の見やすい場所に掲示するなど、選任したことを周知しましょう。

- 1. 施設、機械設備、安全装置、保護具などを点検し、使用状況を確認すること。 点検結果に応じて必要な措置をとること。
- 2. 作業環境や作業方法を点検すること。点検結果に応じて必要な措置をとること。
- 3. 健康診断や健康の保持増進に関すること。
- 4. 安全衛牛教育に関すること。
- 5. 異常事態における応急措置に関すること。
- 6. 労働災害の原因を調査し、再発防止対策に関すること。
- 7. 安全衛生情報を収集すること。労働災害などの統計を作成すること。
- 8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る報告や届出などを行うこと。

Q&A 監督署へのご相談で最も多い内容は 「労働時間」

県内5つの監督署に寄せられるご相談は、労働条件に関するものだけでも年間1万件前後と多く、その約3割が「残業が多く、健康が不安」「休憩時間や休日に休めない」「朝礼・始業前の清掃・日報作成などが労働時間として扱われない」「残業がカットされ、残業代がきちんと払われない」など、労働時間に関する内容で占められています。

ポイント

- ・実際の業務量や業務の繁閑と、労働者数や労働時間制度・勤務表がマッチしていますか。 労働時間が改善されると、仕事の効率が上がる、労働者の定着率が高まるなどのメリットもあります。 「働き方・休み方改善コンサルタント」によるアドバイス(無料・秘密厳守 099-223-8277 鹿児島労働局)も、ぜひご活用下さい。
- ・時間外・休日労働の協定届(36協定届)が漏れていませんか。
- ・朝礼、会議、業務内容の報告に必要な時間は、労働時間です。
- 清掃や行事等への参加を、業務命令と同じ指示系統で行わせている場合、不参加にペナルティがある場合、清掃等が行われていることを知りながら黙認している場合など、実態から労働時間と判断される場合があります。
- ・時間外労働、休日労働、深夜業に対する割増賃金は適正に支払いましょう。 固定額を払う場合も、残業実績に不足した額は支払う必要があります。

管内の労働災害発生状況

27年 暫定値(2月8日現在) (死亡者数) 26年12月末と比較した増減

全産業 869件 (4人) +1(-7)

製造業 159件 (1) -5(+1)

建設業 143件 (1) +24(-3)

陸上貨物運送事業 115件(2) -12(O)

第三次産業 376件(0) -8(-3)

(小売業・社会福祉施設・飲食店・旅館業など)

死亡は4人。

建設業で、前年比で2割増加しています。県内で伐倒した木に激突される災害が多発しています。

むこころほっとラインむ

メンタルヘルス不調や、 ストレスチェック制度など、 全国の労働者やご家族、 事業場の人事労務担当者から のご相談をお受けします。

専用ダイヤル 無料 0120-565-455

月・火の 17 時~22 時 土・日の 10 時~16 時 (祝日・年末年始は除く) 受付時間にご注意下さい。

お問合せは 鹿児島労働基準監督署 担当 平松 鹿児島市薬師1丁目6番3号 TEL099-214-9175 音声案内④